

# IAQ 技術開発センター 広報コンテンツ等制作業務に係る企画提案公募要領

## 1 業務名

IAQ 技術開発センター広報コンテンツ等制作業務

### (1) 業務の目的

IAQとは、Indoor Air Quality（室内空気質）の略称で、室内空間の快適さに影響を及ぼす重要な因子の一つである。このたび、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「ORIST」という。）では、室内空気の質を測定し、材料や製品開発に役立てるための装置を集約して総合的に支援するために、「IAQ 技術開発センター（以下「IAQセンター」という。）」を令和8年度に開設する。

そこで、IAQセンターで実施する技術支援業務内容及びIAQに関わる技術開発の重要性について、効果的にわかりやすく伝える広報コンテンツ等を制作し、ORISTが運営するウェブページ・YouTube・X、展示会・研究発表会・講習会・セミナー等のイベント、ORIST来所者（行政・議会関係者を含む）の見学・視察等で発信することで、IAQセンターの利用者拡大及びIAQに関わる技術の普及・促進を図る。

### (2) 契約期間

契約締結日から令和8年8月20日（木）まで

### (3) 契約上限金額

3,430,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

## 2 スケジュール

令和8年3月6日（金）	公募開始
令和8年3月23日（月）	質問受付締切
令和8年3月30日（月）	仕様書別紙申込締切
令和8年4月6日（月）	提案書類提出締切
令和8年4月23日（木）	選定委員会（プレゼンテーション審査）
令和8年5月上～中旬頃	契約締結・業務開始
令和8年8月20日（木）	業務終了

## 3 公募参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

### (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

- エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
  - ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
  - (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
  - (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
  - (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
  - (6) 地方独立行政法人大阪産業技術研究所入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
  - (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
    - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
    - イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
    - ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
  - (8) ORIST を当事者の一方とする契約（ORIST 以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し ORIST が対価の支払いをすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

#### 4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。「3 公募参加資格」を確認のうえ、必要な書類を受付期間内に提出してください。

##### (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

###### ア 公募要領配布方法

公募要領及び各種様式は、ORIST ウェブページからダウンロードしてください。

※窓口・郵送による配布は行いません。

###### イ 応募書類受付期間

令和 8 年 3 月 6 日（金）14 時から令和 8 年 4 月 6 日（月）17 時まで

#### ウ 応募書類提出方法

応募書類一式を「10 担当部署」に電子メールで提出してください。

※電子メール件名に「応募書類提出：IAQ 技術開発センター広報コンテンツ等制作業務（事業者名）」と明記してください。

※電子メール本文に「法人名等」「担当者氏名」「連絡先（電話番号・メールアドレス）」を記入してください。

※電子メール送信後、必ず電話連絡をお願いします。

※持参、郵送等による提出は受け付けません。

#### エ 費用の負担

応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。

### (2) 応募書類

#### ア 応募申込書（様式1）

#### イ 企画提案書（様式2）

※企画提案書を補足する資料については、様式自由とします。

#### ウ 応募金額提案書（様式3）

#### エ 共同企業体で参加の場合

※共同企業体の名称は、本業務名と同じ名称を用いないこととします。

##### ① 共同企業体届出書（様式4）

##### ② 共同企業体協定書の写し（様式5）

##### ③ 委任状（様式6）

##### ④ 使用印鑑届（様式7）

#### オ 誓約書（参加資格関係）（様式8）

#### カ 添付書類

※共同企業体で参加する者にあっては、共同企業体全ての構成員分を提出してください。

※応募書類提出日時点で、令和7・8・9年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「映画等制作・広告・催事、印刷 種目コード：103 106 107 108 109 110 111 112 115 116 117 118」のいずれかに登録されている者は、添付書類①～⑥の提出は不要です。

代わりに、応募者が上記に登録されている者であることが判別できる、入札参加資格者名簿（[https://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/egovwww/GI2070\\_0510](https://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/egovwww/GI2070_0510)）の検索画面のコピーを提出してください。

##### ① 定款又は寄付行為の写し

- ・法人の場合に提出してください。
- ・原本証明してください。

##### ② 法人登記簿謄本

- ・法人の場合に提出してください。
- ・発行日から3カ月以内のもの。

##### ③ 本籍地の市区町村が発行する身分証明書

- ・個人の場合に提出してください。
- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの。

- ・発行日から3カ月以内のもの。
  - ④ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明
    - ・個人の場合に提出してください。
    - ・発行日から3カ月以内のもの。
  - ⑤ 納税証明書（A・B 各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
    - A) 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
      - ※府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
    - B) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
  - ⑥ 財務諸表の写し（最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
    - A) 貸借対照表
    - B) 損益計算書
    - C) 株主資本等変動計算書
- (3) 応募書類の返却  
 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。  
 なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類の不備  
 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならない場合があります。
- (5) その他
- ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
  - イ 応募書類は全て、Word、Excel、PowerPoint または PDF 形式としてください。
  - ウ 提案内容を客観的かつ公正に審査するため、企画提案書（様式2）4 企画提案内容）に提案事業者が特定できる内容等（代表者、社章、所在地、電話番号等含む）は記載しないでください。  
 社名やロゴ等が画像等にやむを得ず映りこむ場合、当該箇所を全て黒塗りしてください。
  - エ 応募書類受付期間終了後の差し替えは認めません（ORIST が補正等を求める場合を除く）。
  - オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。
  - カ 応募書類のうち押印書類については、契約交渉の相手方に選定された場合、書面で提出していただきます。

## 5 仕様書別紙

提案予定事業者に対し、IAQ センターの概要について説明した仕様書別紙を配布します。

- (1) 申込方法
- ア 「10 担当部署」に電子メールでお申し込みください。
  - イ 電子メール件名に「仕様書別紙申込：IAQ 技術開発センター広報コンテンツ等制作業務（事業者名）」と明記してください。
  - ウ 電子メール本文に「法人名等」「担当者氏名」「連絡先（電話番号・メールアドレス）」を記入してください。
  - エ 電子メール送信後、必ず電話連絡をお願いします。  
 ※電子メール以外（口頭、電話等）による申込みは受け付けません。
  - オ メール の 到達確認後、仕様書別紙を送信します。令和8年3月31日（火）15時を過ぎてもメー

ルが届かない場合は、再度電話連絡をお願いします。

(2) 配布申込期限

令和8年3月30日（月）17時まで

## 6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和8年3月23日（月）17時まで

(2) 提出方法

電子メールで受け付けます。件名に「質問：IAQ 技術開発センター広報コンテンツ等制作業務（事業者名）」と明記してください。

ア 電子メール送信後、必ず電話連絡をお願いします。

イ 電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

ウ 質問への回答はORIST ウェブページに、令和8年3月25日（水）17時までに掲示し、個別には回答しません。

## 7 審査の方法

(1) 審査方法

ア 審査基準に基づき、外部委員等で構成する「IAQ 技術開発センター広報コンテンツ等制作業務事業者選定委員会」による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、選定委員による合議により最優秀提案者（及び次点者）を決定します。

イ 審査はプレゼンテーション審査にて行います。ただし、応募者多数の場合には、書類審査を通過した提案についてプレゼンテーション審査を行う方式とする場合があります。書類審査の結果及びプレゼンテーション審査の日時と詳細については、対象者にメールにて通知します。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合には採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
企画提案全般	○業務の目的を正しく理解したうえで、アピールポイントを含む提案内容全般が IAQ センターについて効果的にわかりやすく伝えるものとなっているか。 ○広報コンテンツ全てに共通するデザインコンセプト（キービジュアルを含む）が視覚的に訴求するようなものとなっているか。	20点

動画	<p>○発信媒体や手法等を踏まえ、視聴者に対して効果的にアプローチできる動画のコンセプト・内容・長さ・本数が提案されているか。</p> <p>○ものづくり企業、公設試など他機関の技術者だけでなく、企業経営者、自治体関係者等にも理解できるような、堅苦しくなく親しみやすい内容となっているか。</p> <p>○横型完全版の全体構成について、仕様書5の共通項目①～③を網羅したうえで、IAQセンターについて詳しく表現し、視聴者の理解や関心を高める内容となっているか。</p> <p>○アニメーション等を効果的に使用し、実写では見せることができない「空気」や「空気質」などをわかりやすく表現できる内容となっているか。</p>	40点
パンフレット	<p>○仕様書5の共通項目①～③を網羅したうえで、IAQセンターの利用目的が定まっていない閲覧者を含めた、あらゆる閲覧者にとってわかりやすいページ構成及び項目となっているか。</p> <p>○閲覧者の興味を引くようなビジュアルに訴えるデザインスキルを有しているか。</p>	20点
実施体制等	<p>○確実に業務を履行できる業務実施体制及び人員配置となっているか。</p> <p>○具体的かつ履行可能なスケジュールが組まれているか。</p>	10点
価格点	<p>(価格点の算定式) 満点(10点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格 ※小数点以下は切り捨て</p>	10点
合 計		100点

(3) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 審査結果

審査の結果は契約交渉の相手方が決定した後、全応募者に通知するとともに、ORISTのウェブサイトで公表します。なお、応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点及び提案金額
- ② 全提案事業者の名称 ※申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 ※得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

## 8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と ORIST との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第 8 条第 1 項に規定する誓約書（様式 9）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、ORIST は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者、同規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者又は同規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
  - ア 地方独立行政法人大阪産業技術研究所入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
  - イ ORIST を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
  - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
  - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。
  - ウ 銀行又は ORIST が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
  - エ 銀行又は ORIST が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
  - オ 銀行又は ORIST が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
  - カ 銀行又は ORIST が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の内容にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
  - ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を ORIST に寄託しなければならない。
  - イ 地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程第 29 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（ORIST、国（公社及び公庫を含む。）、地方公共

団体又は独立行政法人と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程第29条第6号に該当する場合。

## 9 その他

応募提案にあたっては、地方独立行政法人大阪産業技術研究所公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。

なお、本事業は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所理事会において令和8年度当初予算が成立することを前提に事業化される、停止条件付の事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、効力は発生しません。

## 10 担当部署（問い合わせ・応募書類等提出先）

地方独立行政法人大阪産業技術研究所 本部・和泉センター

和泉センター企画部（企画・広報グループ）

所在地：〒594-1157 大阪府和泉市あゆみ野2丁目7番1号

電話番号：0725-51-2511 ※土曜日、日曜日及び祝日を除く。10時から12時、13時から17時まで。

メールアドレス：keiei@orist.jp

公募に関するORISTウェブページ：<https://orist.jp/izumi/bid/kikaku/>